

粗大ごみの休日特別受け入れ

**粗大ごみの
休日特別受け入れ**

☎ 住民課住民班 ☎78-3113 (内111)

粗大ごみは可燃粗大ごみ（木製家具、布団など）と不燃粗大ごみ（ストーブ、掃除機など）に分別をお願いします。

▶日時 **4/5(日) 9:00~12:00**

▶場所 津奈木町ごみ処理場

▶その他 粗大ごみは平日（水曜日、祝日、年末年始を除く）も受け入れています。

▶料金表 おつりのいらぬようにお願いします。

区分	基本額	加算額
可燃粗大ごみ	300円	30kgを超えるときは、10kgごとに100円加算
不燃粗大ごみ	500円	50kgを超えるときは、10kgごとに100円加算
指定粗大ごみ（自転車など）	700円 (1台)	

町営（定住促進）住宅随時募集

**町営住宅の入居者を
募集しています**

☎ 建設課管理班 ☎78-3100 (内231)

募集住宅は以下のとおりです。入居条件などは右二次元コードから確認してください。



▶募集期間 通年

▶申込 建設課備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要なものを添えて提出

▶募集住宅

丸岡団地（2戸）、浜平団地（1戸）、あけぼの団地（5戸）、さくら団地（2戸）、※ R8.2 月末時点の募集状況です。



確定申告の期限内納付と振替期日

**期限内の
納付をお願いします**

☎ 住民課税務班 ☎78-3113 (内114)

R7 年分確定申告の納付期限は以下のとおりです。期限内の納付をお願いします。また、「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が便利です。ぜひご利用ください。詳しくは国税相談専用ダイヤルにお問い合わせください。

☎ 国税相談専用ダイヤル

☎0570-00-5901

	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税 復興特別所得税	3/16(月)	4/23(木)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	3/31(火)	4/30(木)

国民年金保険料のスマホ決済

**スマホで支払い
国民年金保険料**

☎ 住民課住民班 ☎78-3113 (内112)

国民年金保険料は電子決済で納付することができます。ぜひご利用ください。

▶方法 納付書のバーコードを決済アプリで読み取る

※バーコードが印字されていない納付書は非対応

▶必要なもの 納付書、スマホ、決済アプリ

▶対象アプリ auPAY、d払い、PayB(※)、PayPay、楽天ペイ

※金融機関などが提供するアプリを含む。詳しくは PayB の HP をご覧ください。

出張年金相談会の案内 ※要予約

▶相談日時 3/10(火)・24(火) 10:00~15:00

▶場所 水俣市総合もやい直しセンター

▶相談方法 八代年金事務所出張相談予約窓口に事前に電話予約（平日 8:30~17:15）

☎0965-35-6123

令和 8 年度軽自動車税の税額を お知らせします

問い合わせ 住民課税務班 ☎78-3113 (内116)

■軽自動車税

車種区分	税額（年額）		経年重課の税額（年額）		
	初度検査が平成 27 年 3 月以前	初度検査が平成 27 年 4 月以降			
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

※初度検査（新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査）の日は、自動車検査証に記入されています。

■「グリーン化特例（軽課）」

令和 8 年度の「グリーン化特例（軽課）」は、初度検査の日が令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の車が対象となり、1 年間に限り、税額の負担が軽減されます。

車種区分	本来の税額（年間）	税額（年額）				
		(A) 75%軽減	(B) 50%軽減	(C) 25%軽減		
四輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	-	-
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	-	-
		営業用	3,800円	1,000円	-	-
三輪	3,900円	1,000円	2,000円(乗用営業用)	3,000円(乗用営業用)		

(A) 電気自動車・天然ガス自動車：平成 21 年排出ガス規制 10%以上低減か平成 30 年度排出ガス規制適合車
(B) 乗用（営業用）：平成 17 年度排出ガス基準 75%低減達成車（以下、「★★★★」）かつ令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成車

(C) 乗用（営業用）：★★★★かつ令和 2 年度燃費基準達成かつ

令和 12 年度燃費基準 70%達成車

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記入されています。

■原動機付自転車、二輪の軽自動車など

車種区分	税額（年額）	
原動機付自転車	50cc 以下	2,000円
	50cc 超～90cc 以下	2,000円
	90cc 超～125cc 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
新基準原動機付自転車	50cc 超～125cc 以下かつ最高出力が 4.0kw 以下	2,000円
二輪の軽自動車	125cc 超～250cc 以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000円
小型特殊自動車	農業作業用（トラクターなど）	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	5,900円

**廃車の手続きは
お済みですか？**

原動付自転車や軽自動車などに対する軽自動車税種別割は、毎年 4/1 現在で車両を所有（登録）している人に課税されます。4/2 以降に廃車や名義変更をしても月割り課税の制度はないため、その年度分の税金を納めてもらう必要があります。

車両を譲渡や廃車した場合には、4/1 までに手続きをしてください。